

## 第1章 第二次計画について

---

### 第1節 計画策定の趣旨

平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、主に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題に対し総合的な取り組みが推進されてきました。

平成15年には、健康増進法が施行され、国の健康づくりの総合的な推進のための環境整備が図られました。

その後、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が策定され、基本的な方向として「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「社会環境の整備・改善」などが示されました。

栄養・食生活については、平成17年に食育基本法が制定され、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成18年度から平成22年度を計画期間として「食育推進基本計画」が策定され、食育に関する施策について総合的かつ計画的な推進が図られてきました。現在、第2次計画期間中であり、「周知から実践」を目指し、より具体的な取り組みが推進されているところです。

また、母子保健については、平成13年度から平成26年度までを計画期間とした「健やか親子21」において、母子の健康水準を向上させるための様々な取り組みが推進されてきました。平成27年度からは「健やか親子21（第2次）」が始まり、すべての国民が地域や家庭環境等の違いに関わらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しており、これらの取り組みは、先に述べた「健康日本21」の一翼を担うものとなっています。

このような背景の中、鹿嶋市でも国や茨城県の取り組みを踏まえながら、平成18年3月に「健康かしま21」を策定し、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、市民一人ひとりが生涯にわたり健康を自己管理していく力を高め、健康づくりを継続して実践していけるよう、市民と地域、行政が一体となって取り組めるよう支援してまいりました。

また、食育に関しましても、「生涯を通じて食で育む元気な体と豊かな心」を基本理念とし、平成22年度から平成27年度を計画期間とした「鹿嶋市食育推進計画」を策定し、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を重点課題として、事業推進を図ってまいりました。

母子保健計画については、平成9年度から13年度の前期計画期間で、育児不安に対応した母子保健施策を実施し、平成14年度からも5か年の後期母子保健計画を策定しました。平成17年度には、鹿嶋市次世代育成支援対策行動計画（前期：平成17年度

から21年度、後期：平成22年度から26年度）が策定されたため、母子保健計画は子育て支援の一環として、前述の計画の中に包含し、一体的に進行管理されることとなり、母子保健施策を推進してまいりました。

これらのことを踏まえ、今回の策定にあたっては、各計画におけるこれまでの取り組み状況や、健康指標、健康・子育てに関する調査結果等を踏まえて見直しを図り、今後の取り組みや方向性について検討した結果、健康増進計画・食育推進計画、母子保健計画を一体とした鹿嶋市における総合的な健康づくりの指針として、「第二次健康かしま21」を策定するものです。

## 国の基本的な方針

### 【健康日本21（第2次）】

#### ＜基本的な方向＞

##### （1）健康寿命の延伸と健康格差の縮小

高齢化の進展と疾病構造の変化を踏まえて、生活習慣病予防および社会生活を営むための機能の維持・向上により、健康寿命を延伸し、健康格差の縮小を目指す。

##### （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ー※NCD（非感染性疾患）の予防ー

食生活の改善および運動習慣の定着などによる生活習慣病の発症予防と、発症後の重症化予防に重点を置いた生活習慣病対策を推進するもので、「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」を主なターゲットにしている。

##### （3）社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

乳幼児期から高齢期までのライフステージ別に応じた心身機能の維持・向上により、生活習慣病の予防を目指すための健康な生活習慣づくりと、こころの健康づくりに関する取り組みを推進する。

##### （4）健康を支え、守るための社会環境の整備

社会全体として個人の健康を支える環境づくりに努め、行政機関、企業、民間団体の積極的な参加協力による総合的な健康づくり支援環境を整備する。

##### （5）生活習慣および社会環境の改善

（1）から（4）の基本的な方向性の実現を図るために、①栄養・食生活、②身体活動・運動  
③休養、④飲酒、⑤喫煙、⑥歯・口腔の健康、を取り上げ、生活習慣の改善を目指す。

※NCD（非感染性疾患）

近年、慢性疾患の発症や悪化は、個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいため、これらの疾患について、単に保健分野だけでなく、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、包括的に施策を展開し、健康リスクを社会として低減していく「NCD対策」としての概念が国際的な潮流となってきている。

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）を中心としたNCDは、世界的にも死因の約60%を占め（2008年）、今後10年間でさらに77%まで増加するとの予測もなされている。また、世界保健機関（WHO）では「非感染性疾患への予防と管理に関するグローバル戦略」を策定するなど社会的にNCDの予防と管理を行う政策の重要性が認識されてきた。こうした国際的な背景を踏まえ、健康日本21（第2次）では、主要な生活習慣病をNCD対策という枠組みで捉え取り組むべき必要な対策を示している。

【第2次食育推進基本計画】

＜基本的な方向＞

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進  
子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた中断ない食育を推進し「生涯食育社会」の構築を目指す。
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進  
生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、国・地方公共団体、関係機関などが連携して推進する。
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進  
共食は食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であるため、家族との共食を可能な限り推進する。

【健やか親子21（第2次）】（母子保健計画）

＜基本的な方向＞

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

＜重点課題＞

- (1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- (2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

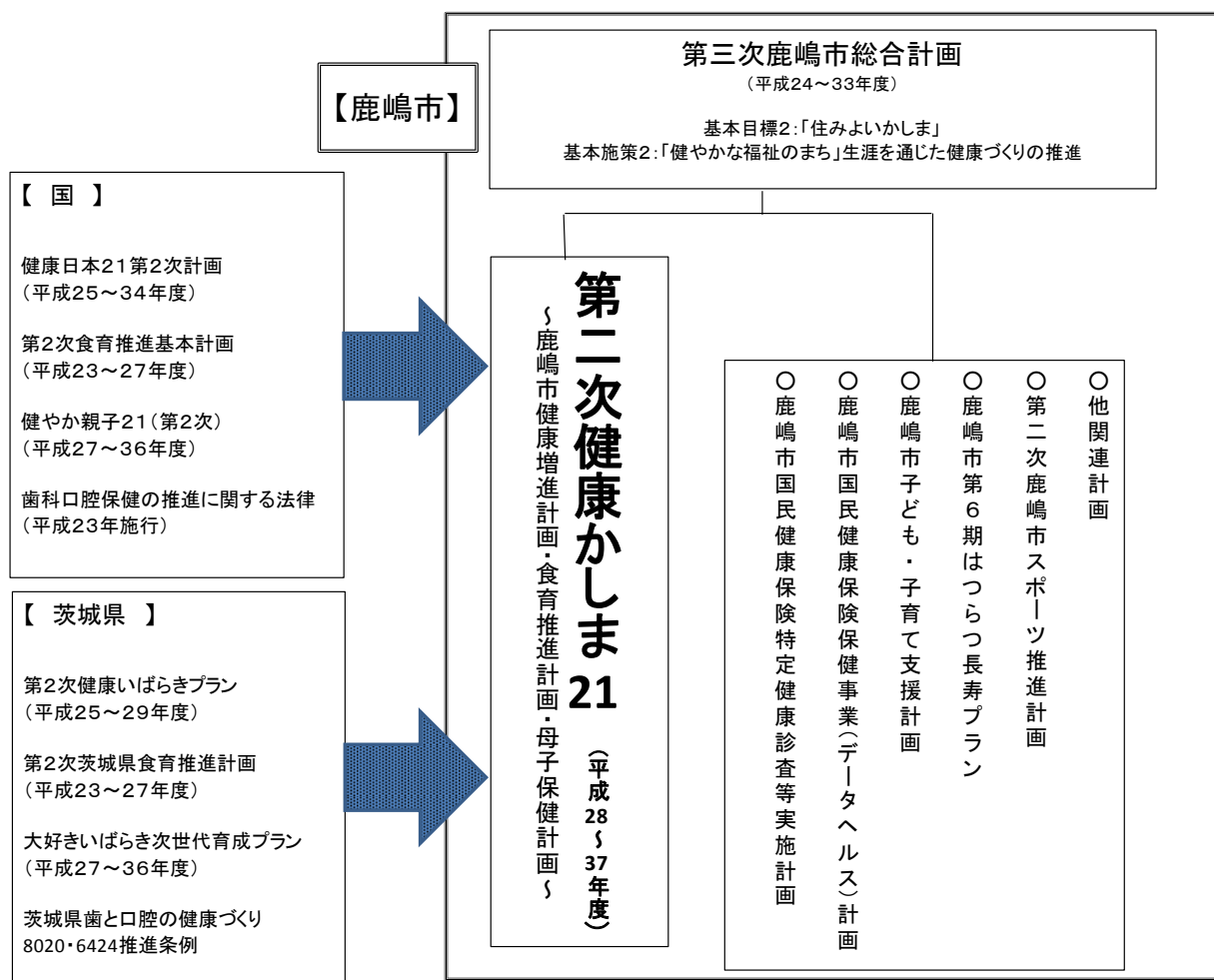
## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「母子保健計画」を包含するものとします。

また、この計画は第三次鹿嶋市総合計画を上位計画とし、目標の一つである「住みよいかしま」の一翼を担うものです。

この計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、「鹿嶋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」並びに平成27年度に策定予定である「鹿嶋市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」との整合性を図るとともに、医療保険者として実施する保健事業と、健康増進事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るものとします。

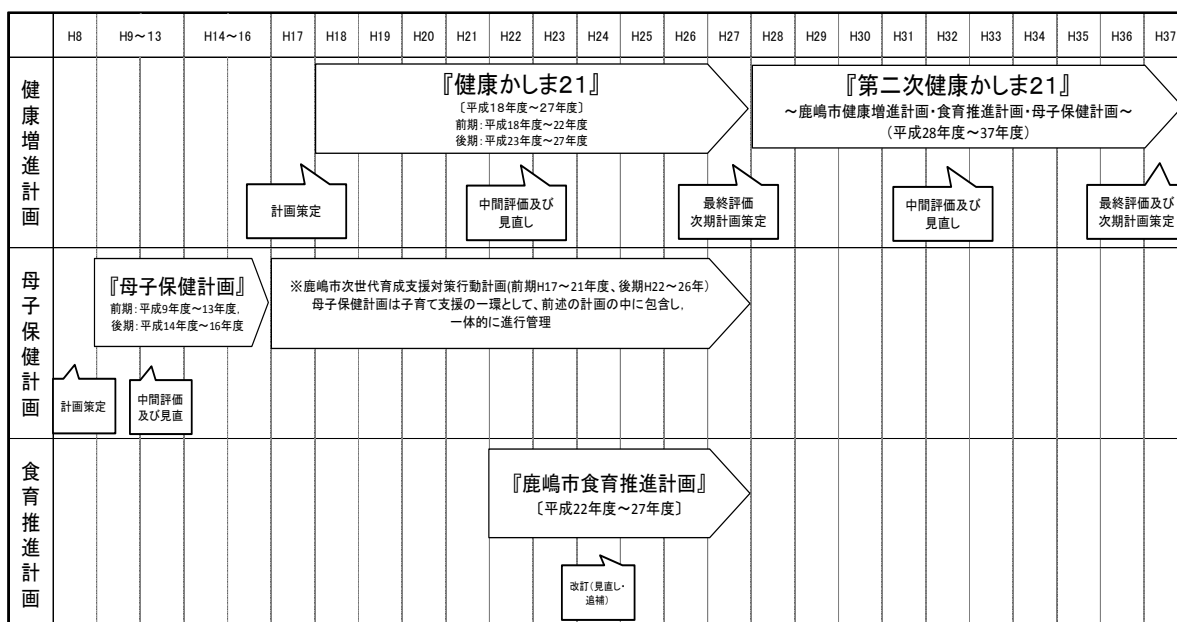
同時に、「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」などの各種計画との十分な整合性を図りながら計画を推進していきます。



### 第3節 計画の期間

この計画の目標年次は平成37年度とし、計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、5年を目途に中間評価を行います。また、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、適切に見直すものとします。



### 第4節 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため全市民を対象とします。